

第四期特定健康診査等実施計画について

令和6年3月21日

全国健康保険協会

1. 特定健康診査等実施計画

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、特定健康診査等基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、特定健康診査等実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることとされている。
- 医療費適正化計画が6年一期に改正されたことを踏まえ、第3期以降は6年を一期とされている（第4期：令和6年度～令和11年度）。
- 実施計画に記載すべき内容は、基本指針第3に掲げる以下の項目である（cf. 表1）。

<表1__基本指針の構成>

	背景及び趣旨
① 特定健診・特定保健指導の実施方法	第1 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項 一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項 1～4（略） 二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項 1～4（略） 三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護
② 実施計画において設定する目標値	第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項 一 特定健康診査の実施に係る目標 二 特定保健指導の実施に係る目標 三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
③ 実施計画に記載すべき事項	第3 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項 一 達成しようとする目標 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 三 特定健康診査等の実施方法に関する事項 四 個人情報の保護に関する事項 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

2. 協会けんぽの目標値（特定健康診査）

- 基本指針に示された令和11年度の協会けんぽの目標値（特定健康診査70%、特定保健指導35%）を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの目標値を設定。

<表2_第4期における各保険者種別の目標>

	保険者全体	市町村国保	国保組合	協会けんぽ (船員保険)	単一健保	総合健保 私学共済	共済組合
特定健康診査	70%以上	60%以上	70%以上	70%以上	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (30%以上)	60%以上	30%以上	60%以上

<表3_協会けんぽの目標値（特定健康診査）>

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
被保険者	対象者数	16,205,000人	16,151,000人	16,048,000人	15,942,000人	15,825,000人	15,696,000人	
	目標値	実施率	70.5%	72.5%	74.0%	75.4%	76.9%	78.4%
		実施者数	11,425,000人	11,710,000人	11,876,000人	12,021,000人	12,170,000人	12,307,000人
	生活習慣病予防健診	実施率	61.7%	63.5%	64.8%	66.0%	67.3%	68.6%
		実施者数	9,997,000人	10,250,000人	10,392,000人	10,519,000人	10,649,000人	10,768,500人
	事業者健診	実施率	8.8%	9.0%	9.2%	9.4%	9.6%	9.8%
		実施者数	1,428,000人	1,460,000人	1,484,000人	1,502,000人	1,521,000人	1,538,500人
被扶養者	対象者数	4,113,000人	4,064,000人	4,033,000人	4,014,000人	3,996,000人	3,979,000人	
	目標値	実施率	30.3%	31.6%	32.9%	34.2%	35.5%	36.8%
		実施者数	1,247,000人	1,285,000人	1,327,000人	1,373,000人	1,419,000人	1,466,000人
合計	対象者数	20,318,000人	20,215,000人	20,081,000人	19,956,000人	19,821,000人	19,675,000人	
	目標値	実施率	62.4%	64.3%	65.7%	67.1%	68.6%	70.0%
		実施者数	12,672,000人	12,995,000人	13,203,000人	13,394,000人	13,589,000人	13,773,000人

※ 対象者数は、令和4年度実績を基に、年齢階級別の日本の人口に占める協会の加入者数等の割合を一定として推計。

2. 協会けんぽの目標値（特定保健指導）

<表4_協会けんぽの目標値（特定保健指導）>

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
被 保 険 者	対象者数	2,273,575人	2,330,290人	2,363,324人	2,392,179人	2,421,830人	2,449,093人	
	目標値	実施率	21.5%	24.3%	27.1%	29.9%	32.7%	35.5%
		実施者数	489,910人	567,134人	641,203人	715,963人	792,663人	870,262人
被 扶 養 者	対象者数	107,242人	110,510人	114,122人	118,078人	122,034人	126,076人	
	目標値	実施率	18.1%	19.4%	20.7%	22.0%	23.3%	24.6%
		実施者数	19,399人	21,435人	23,628人	25,990人	28,457人	31,048人
合 計	対象者数	2,380,817人	2,440,800人	2,477,446人	2,510,257人	2,543,864人	2,575,169人	
	目標値	実施率	21.4%	24.1%	26.8%	29.6%	32.3%	35.0%
		実施者数	509,309人	588,569人	664,831人	741,954人	821,120人	901,309人

※ 対象者数は、特定健康診査の実施者数（計画値）及び令和2～4年度の指導対象者該当率を基に推計。

【高齢者の医療の確保に関する法律（抄）】

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2～5（略）

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3. 船員保険の目標値（特定健康診査）

- 基本指針に示された令和11年度の船員保険の目標値（特定健康診査70%、特定保健指導30%）を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの目標値を設定。

<表5_船員保険の目標値（特定健康診査）>

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
被 保 険 者	対象者数	34,316人	33,766人	33,262人	32,765人	32,298人	31,893人	
	目標値	実施率	68%	71%	74%	77%	81%	83%
		実施者数	23,335人	23,974人	24,614人	25,229人	26,161人	26,471人
	生活習慣病予防健診	実施率	50%	52%	53%	55%	57%	58%
		実施者数	17,158人	17,558人	17,629人	18,021人	18,410人	18,498人
	船員手帳 健康証明書	実施率	18%	19%	21%	22%	24%	25%
実施者数		6,177人	6,416人	6,985人	7,208人	7,752人	7,973人	
被 扶 養 者	対象者数	16,693人	16,087人	15,531人	15,008人	14,518人	14,074人	
	目標値	実施率	32%	34%	36%	38%	39%	40%
		実施者数	5,342人	5,470人	5,591人	5,703人	5,662人	5,630人
合 計	対象者数	51,009人	49,853人	48,793人	47,773人	46,816人	45,967人	
	目標値	実施率	56%	59%	62%	65%	68%	70%
		実施者数	28,677人	29,443人	30,205人	30,932人	31,823人	32,101人

※ 対象者数は、令和5年4月実績を基に平成30年から令和4年までの5年平均伸び率を乗じて算出。

3. 船員保険の目標値（特定保健指導）

<表6 船員保険の目標値（特定保健指導）>

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
被 保 険 者	対象者数	8,821人	9,062人	9,304人	9,537人	9,889人	10,006人	
	目標値	実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
		実施者数	1,411人	1,722人	2,047人	2,384人	2,769人	3,002人
被 扶 養 者	対象者数	556人	569人	581人	593人	589人	585人	
	目標値	実施率	25%	26%	27%	28%	29%	30%
		実施者数	139人	148人	157人	166人	171人	176人
合 計	対象者数	9,376人	9,631人	9,886人	10,130人	10,478人	10,592人	
	目標値	実施率	16%	19%	22%	25%	28%	30%
		実施者数	1,550人	1,870人	2,204人	2,550人	2,940人	3,177人

※ 対象者数は、特定健康診査の実施者数（計画値）及び平成30～令和4年度の指導対象者該当率を基に推計。

【高齢者の医療の確保に関する法律（抄）】

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めるものとする。

2～5（略）

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。